

ブロック塀等の 安全対策について

安心なブロック塀を目指しましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（震度6弱）により、ブロック塀や組積造の塀（以下、「ブロック塀等」という。）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。

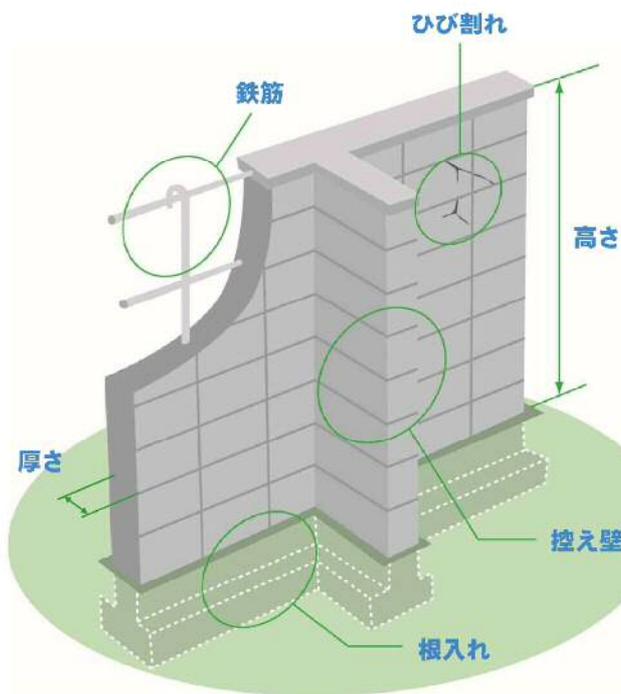
倒壊したブロック塀等は、通行人に危害を及ぼすだけでなく、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げます。

建築基準法では、ブロック塀等の建築に際し、構造基準を定め、その安全を図っておりますので、これを遵守し、適切な施工をなされますようお願いいたします。

また、既存のブロック塀等においても、構造基準を満たす必要がありますので、診断を行い、速やかな補修等の対応をお願いいたします。



ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎はあるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

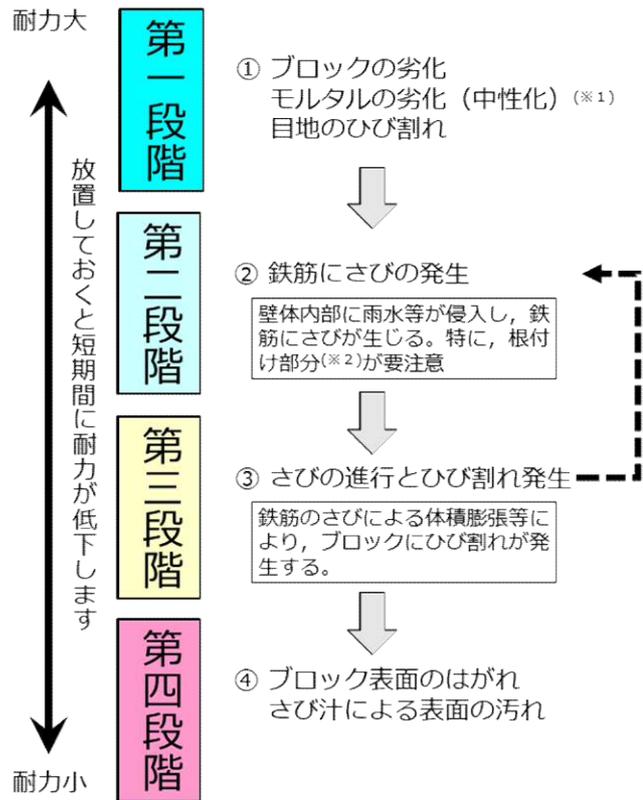
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

ブロック塀等の適切な維持管理について

建築基準法の規定を満足するブロック塀等は、大きな地震にも耐えることができますが、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任です。

「ブロック塀の点検のチェックポイント」（前ページ参照）を用いて点検し、危険性が確認された場合には、建築士等専門業者に相談するとともに、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等の対応をお願いします。



※1 中性化とは、モルタルと炭酸ガスとの反応により、モルタル中のアルカリ性が低下し、鉄筋の保護機能が失われる現象をいう。

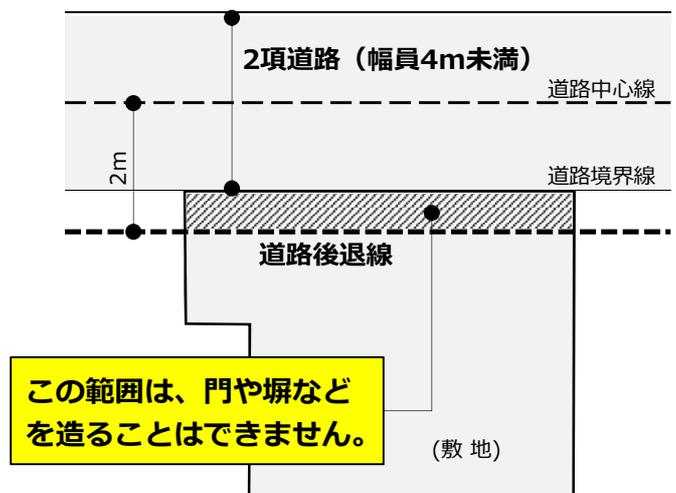
※2 根付けとは、基礎と最下段とのブロック接合面をいう。

狭い道路に接している敷地は注意を！

敷地が幅員4メートル未満の道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している場合、道路中心線から2メートル後退した位置が道路境界線（以下「後退線」という。）となります。

また、道路に沿って水路等がある場合は、水路等と道路との境界線から4メートル後退した位置が後退線となります。

したがって、この後退線から突出して門や塀などを造り、又は造りかえることはできませんので、注意して下さい。



※後退線の考え方は、確認申請書等を参考として下さい。

参考1 塀の主な建築基準法の規定（補強コンクリートブロック造の場合）

1 塀の形態

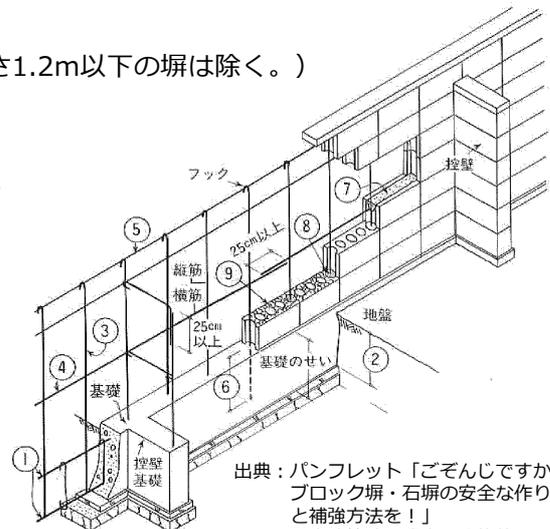
- ・ 高さは、2.2m以下
- ・ 長さ3.4m以下ごとに、控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く。）

2 基礎の構造

- ① 基礎を設け、鉄筋を配置
- ② 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上（高さ1.2m以下の塀は除く。）

3 壁の構造

- ・ 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあつては、10cm）以上
- ③・④・⑤ 壁内には、鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
 - ⑥ 鉄筋の末端はかぎ状に折曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着
 - ⑦・⑧・⑨ コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートを充填



出典：パンフレット「ごそんじですか、ブロック塀・石塀の安全な作り方と補強方法を！」
日本建築防災協会より抜粋

参考2 「ブロック塀等の安全性の確認等実施要領」について

ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、県内の特定行政庁で構成する「鹿児島県特定行政庁協議会」において、「ブロック塀等の安全性の確認等実施要領」（以下、「実施要領」という。）を策定しました。この実施要領は、建築基準法に基づく建築確認申請、完了検査申請、及び完了検査の各時点で、既存及び新設ブロック塀等の安全性を確認する手順等を定めています。

1 実施要領の対象となるブロック塀等

- ① コンクリートブロックにより築造された塀
以下の3つ全てに該当する塀
 - ・ 高さ（※）が80cmを超える
 - ・ 組積部分が3段以上
 - ・ 土圧を受けない組積部分が1段以上
- ② ①以外のものにより築造された塀（石材、レンガ等）
以下の3つ全てに該当する塀
 - ・ 高さ（※）が80cmを超える
 - ・ 組積部分が2段以上
 - ・ 土圧を受けない組積部分が1段以上

（※）地盤に高低差がある場合は、低い側からの高さ

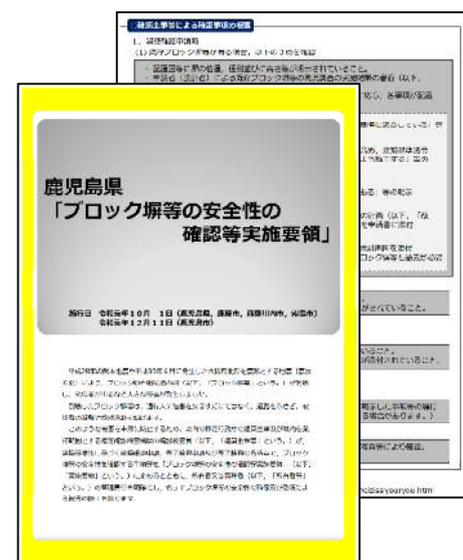
2 施行日

鹿児島県、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市

→令和元年10月1日

鹿児島市

→令和元年12月1日



概要資料
（県ホームページ掲載）

実施要領の詳細については、県のホームページをご覧ください。

（県ホームページ）<http://www.pref.kagoshima.jp/ah12/burokkuheizissiyouryou.html>

問い合わせ先

区 域	名 称	電話番号・FAX
鹿児島市内	鹿児島市建設局建築部建築指導課審査係	TEL 099-216-1359
		FAX 099-216-1389
日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 099-805-7336
		FAX 099-805-7389
枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0993-52-1395
		FAX 0993-52-1371
薩摩川内市	薩摩川内市建設部建築住宅課建築指導グループ	TEL 0996-23-5111 内線 3642, 3643
		FAX 0996-23-8389
阿久根市, 出水市, 薩摩郡, 出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0996-25-5292
		FAX 0996-25-5293
霧島市	霧島市建設部建築指導課建築指導グループ	TEL 0995-64-0954
		FAX 0995-47-1441
始良市, 始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0995-63-8371
		FAX 0995-63-8345
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課 伊佐市駐在道路グループ(建築担当)	TEL 0995-23-5155
		FAX 0995-23-5166
鹿屋市	鹿屋市建設部建築住宅課建築指導室	TEL 0994-31-1161
		FAX 0994-41-2936
垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0994-52-2188
		FAX 0994-52-2180
西之表市, 熊毛郡(屋久島町を除く)	熊毛支庁建設部建設課建築係	TEL 0997-22-1867
		FAX 0997-23-1460
屋久島町	屋久島事務所建設課河川港湾第二係(建築担当)	TEL 0997-46-2213
		FAX 0997-46-3049
奄美市, 大島郡(徳之島町, 天城町, 伊仙町を除く)	大島支庁建設部建設課建築係	TEL 0997-57-7344
		FAX 0997-57-7362
徳之島町, 天城町, 伊仙町	徳之島事務所建設課道路係(建築担当)	TEL 0997-82-1251
		FAX 0997-83-3092

発行：鹿児島県建築・住宅行政連絡協議会

(事務局) 鹿児島県土木部建築課計画指導係

TEL : 099-286-3710 FAX : 099-286-5635